

「富山県自転車活用推進計画(仮称)」(案)の概要

資料 2

◇国の自転車活用推進法の施行(H29.5.1)、自転車活用推進計画の策定(H30.6.8)
《背景》◇県内ではこれまでも自転車を活用した取組み(サイクリングコースの整備、コースを活用したサイクリングイベントの開催など)が行われており、県としても、今後、総合的かつ計画的な自転車活用施策の推進が必要

今後の本県の自転車活用の推進に関する基本理念等を規定した「富山県自転車活用推進条例(仮称)」を制定

同条例に基づき「富山県自転車活用推進計画(仮称)」を策定し、自転車活用を総合的かつ計画的に推進

1 総論

- (1) 自転車活用推進計画の位置づけ
自転車活用推進法第10条及び富山県自転車活用推進条例(仮称)に基づき策定する本県の自転車活用の推進に関する基本計画
- (2) 計画期間
長期的な展望を視野に入れつつ、2019年度から2026年度まで(新総合計画の計画期間)
- (3) 自転車を巡る現状及び課題
①都市環境 ②健康増進
③観光振興 ④安全・安心

2 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

【目標1】自転車にやさしい都市環境の形成

安全で快適な自転車利用環境を創出

＜実施すべき施策＞

- ・ 自転車通行空間の計画的な整備と保全
- ・ シェアサイクルの普及促進
- ・ 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進



【目標3】サイクルツーリズムの推進

サイクリングコースやイベントを充実し、魅力ある観光地域づくりを推進

＜実施すべき施策＞

- ・ サイクリングイベントのブラッシュアップ・国内外へのPR強化
- ・ コースの受入環境や走行環境の整備充実、周辺の魅力のブラッシュアップ
- ・ 「富山湾岸サイクリングコース」について、我が国を代表するナショナルサイクルルート(仮称)の認定を目指した取組みの推進
- ・ 地域における自転車の観光活用の取組みに対する支援



【目標2】自転車を活かした健康づくりの推進

健康寿命の延伸を目指し、多くの人々がサイクリスポーツを楽しめる機会を創出

＜実施すべき施策＞

- ・ 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗ることができる環境の創出
- ・ サイクリスポーツの振興による健康づくりの推進
- ・ 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進



【目標4】安全で安心な自転車社会の実現

自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進により事故防止を図る

＜実施すべき施策＞

- ・ 自転車の点検整備を促進するための広報啓発
- ・ 交通安全意識の向上に資する広報啓発の推進、自転車利用者に対する指導・取締りの実施
- ・ 学校における交通安全教室の開催等の推進



3 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

施策を着実に実施するため、計画期間中に講ずべき措置を整理

⇒資料3

4 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- (1) 関係者の連携・協力 (2) 計画のフォローアップと見直し
(3) 広報活動等 (4) 財政上の措置等